

第二十四回国会 衆議院 運輸委員會 會議録 第三十号

昭和三十一年四月二十四日(火曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 松山 義雄君
理事 今松 治郎君 理事 日井 莊一君
理事 木村 俊夫君 理事 島山 鶴吉君
理事 山本 友一君 理事 青野 武一君
理事 中居英太郎君
有田 喜一君 伊藤 郷一君
生田 宏一君 岡崎 英城君
佐伯 宗義君 關谷 勝利君
中嶋 太郎君 濱野 清吾君
原 健三郎君 堀内 一雄君
眞鍋 鏡十君 早稲田柳右衛門君
井岡 大治君 下平 正一君
橋 兼次郎君 松岡 駒吉君
山口丈太郎君 小山 亮君
出席國務大臣
運輸大臣 吉野 信次君
出席府政委員
運輸政務次官 伊能繁次郎君
運輸技官 天竺 良吉君
運輸事務官(港
灣局長) 櫻田 良彦君
運輸事務官(鐵
道監督局長) 細田 吉藏君
運輸事務官(鐵
道監督局有鐵
道部長) 日本國有鐵
道副總裁 小倉 俊夫君
專門員 志鎌 一之君

で委員に選任された。

同月二十四日

委員山口丈太郎君辭任につき、その補
欠として山口丈太郎君が議長の指名
で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

日本國有鐵道法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一一〇号)
倉庫業法案(内閣提出第二五一号)

○松山委員長 ただいまより運輸委員
會を開会いたします。

日本國有鐵道法の一部を改正する法
律案(内閣提出)を議題といたします。
本案に対する質疑は去る二十日を
もって終了いたしましたので、こ
の際これより討論に入ります。

討論の通告がございせんので、討
論は省略して、これより直ちに日本國
有鐵道法の一部を改正する法律案(内
閣提出第一一〇号)を採決いたします。
本案を原案の通り可決いたしますに御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松山委員長 御異議がございせん
ので、本案は原案の通り可決いたしま
した。

この際下平正一君より發言を求めら
れておりますので、これを許します。
下平君。

○下平委員 ただいま採決、決定をさ
れました日本國有鐵道法の一部を改正
する法律案に対して、別紙のような附
帯決議案を提案いたしたいと思ひます。

附帯決議案はお手元に配付してあり
ますが、朗読いたします。

本法施行に當り、政府及び日本國
有鐵道は左の事項について必要な
措置を講ずべきである。

一、廣く國民の声を國鉄の業務の選
管に反映させる為、部内に總裁の
諮問機關を設けること。

諮問機關は、業務に關する重要
事項を調査審議し、又は意見を述
べることであるものとする。

諮問機關は、産業經濟界、労働
界、學界等の有識者を以て組織
すること。

二、日本國有鐵道の財政について
は、已に臨時公共企業体合理化審
議會及び日本國有鐵道經營調查會
の答申にも指摘せられてゐること
であるが、政府はこの問題に對
して速かにその責任と方途を明か
すべきである。

右決議する。

以上の決議案を提案いたしたいと思
ひますが、若干の趣旨を説明いたした
いと存じます。

今回日本國有鐵道法の改正が行われ
ましたけれども、この日本國有鐵道法
の改正は、今日の日本國有鐵道を經營
していく、あるいは今日当面をしてお
るいろいろの國有鐵道の困難、そんない
ものを打開するためにはきつめて不十
分だと思ひます。抜本的な改正とい
うものはもっともと広範に行われなけ
ればならぬと思ひますが、諸般の情
勢からやむを得ずこの改正案に私ども

は賛成をいたしますが、その際特に注
意をしなければならぬ点は、國鉄の經
営といふものがほんとうに民主化さ
れ、利用者あるいは一般國民大衆等か
ら廣く教授を受けるような形で運用さ
れていかなければならぬと思ひます。

今回の改正ではそういった面がやや欠
ける点があるような気がいたします。

こういう面を補うために、この際廣く
國民の各階層を代表する意見というも
のを經營の中に、運営の中に持ち込む
ために、どうしても諮問機關的なもの
が必要だ、かく考えましてこの案を提
案するわけであります。この諮問機
關は、やはり単なる總裁が勝手に選ぶ
というふうな形ではなくて、ある程度そ
の選定範囲、選ばれる範囲等も限定を
した形でなければ、獨善的な運営にな
りがちだと思ひますので、第三項にお
いて選定範囲というものを明確にし
て、そしてこの諮問委員會を有効に
利用していくべきだ、こういうふう
に考えまして、この諮問委員會を提案を
するわけであります。

第二番目に、今回の日鉄法改正は國
鉄の經營を改善する、行き詰まった國
鉄の經營を打開していくといふこと
にあるわけであります。その根本
的な問題は何かといつても國鉄の財政の
再建をはかる、ここに問題の焦点が結
ばれなければならぬと思ひます。従つ
て從來の臨時公共企業体合理化審議會
においても、あるいは今回の日本國有
鐵道經營調查會においても、この財政
の再建の問題等については、相当なス

ペースを使つて報告をいたしてゐるわ
けであります。たとえてみれば、予算の
立て方、あるいは過少資本を増加する
問題等々、たくさんの方策を建議して
おりますが、今日日鉄法改正に伴つて、當然行われ
なければならぬこの財政再建の問題と
いふものが、この日鉄法改正に伴つて
少しも提案をされてきておりません。

そこで私もこれといたしましては、この
日鉄法改正と同時に、こういった重要
な一要素であるところの國鉄の財政に
ついて、この際やはり明確に政府ある
いは國鉄當局ともその責任と解決の方
途を明らかにする必要があると思ひ
ます。

以上、こういった二つの観点から、冒
頭に読み上げました日本國有鐵道法の
一部を改正する法律案に対する附帯決
議案を上げたいと思ひます。この
で、會員の皆さん方の御賛同をいた
さしたいと思います。

○松山委員長 ただいま下平正一君よ
り提案をされました日本國有鐵道法
の一部を改正する法律案に附帯決議を付
すべしとの動議を採決いたします。本
附帯決議を付するに御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松山委員長 御異議がございせん
ので、さうに決しました。

なお、ただいま可決されました法律
案の報告書の作成等につきましては、
委員長に御一任願ひたいと思ひます
が、御異議ございせんか。

四月二十日

委員山口丈太郎君辭任につき、その
補欠として山口丈太郎君が議長
の指名

第一類第十号

運輸委員會會議録第三十号 昭和三十一年四月二十四日

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松山委員長 御異議がございませんで、さよう取り計らいいたします。この際、運輸大臣より発言を求められておりますから、これを許します。運輸大臣。

○吉野國務大臣 いろいろありますがございまして。ただいま御決議になりました附帯決議はいずれも適切なもので存じますから、私は十二分にこれを尊重いたしたいと思ひます。私の責任に属することはもとよりでございますが、国鉄總裁の事業運営の範囲に属する部分につきましても、私は強力なる指導を行ひまして、この決議案の趣旨が貫徹いたすように努力するつもりでありますから、右申し上げます。

○松山委員長 なお、国鉄副總裁よりも発言を求められておりますから、これを許します。副總裁。

○小倉説明員 ただいま附帯決議案並びにその御趣旨を拝聴いたしました。国鉄といたしましては、その企業の重要性にかんがみまして、広く国民の声を企業の運営に反映させる必要もございまして、また重要事項についても国民の意見を十分聞く必要もございまして、これらに対処するため、広く有識者からなる總裁の諮問機関を設ける等、適切な措置を講ずる所存でございます。

○松山委員長 これより倉庫業法案を議題といたしまして、質疑を行います。通告順に従ひましてこれを許します。木村俊夫君。

○木村(俊)委員 まず第一にお伺ひしたいと思ひますが、倉庫業に対して発券の許可がござましてからもう約二十

年になると思ひます。その間におきまして、この倉庫業自体の許可制がとられなかったという理由で、そういう経過的な理由を承れば、大体今回倉庫業法案を提出された理由がわかると思ひますので、その点をちょっと伺ひたいと思ひます。

○天笠政府委員 提案理由の説明にも述べられておりますが、戦後経済の特殊事情によりまして、貧弱な倉庫業者が輩出されて、倉庫業の設備、経営の面におきまして遺憾な点が少なくないばかりでなく、その結果として各種事故が相当発生してゐるにもかかわらず、倉庫証券の発行規制を主たる目的とする現行法をもつていたしましては、これら倉庫業の現状の弊を救済することのできないというふうな状態でありまして、その間の事情を概略御説明申し上げます。戦後におきまして、倉庫保管物件の大宗を占めておりました主要食糧が、政府の統制下に置かれておりました。また経済基礎の破壊に伴ひまして、銀行等による金融が、対人信用を尊重したことによりまして、倉庫証券に対する需要が著しく減少いたしましたために、倉庫証券を発行しない倉庫業の存立が可能であつた点があるものであります。戦災及び接収によりまして多数の営業倉庫が失われまして、庫腹が著しく不足いたしましたために、さらに終戦直後における経済救済物資の廻り、経済復興や朝鮮動乱による荷動きの活発化等によりまして、倉庫業が数年前までは比較的に当る産業と目されたこと等のために、業者数及び庫腹がともに著しく膨張いたしました。その過程において貧弱な設備業者

が対立して今なおあるというふうな状態でございます。

右のように庫腹が著しく膨張いたしました。業者もまた激増した反面に、朝鮮動乱がやまらずに、その反動的な不況と経済救済の実施によりまして、倉庫業は何ら対策を有しないままに、過剰のままその経営が逼迫して参つてきておるのであります。受寄物に対する人的、物的管理状況は自然的に悪くなりまして、ここに数年来相当数の事故が発生しております。二十九年と三十年中にこちらの方でわかりました大きな事故数を申し上げますと、火災による倉庫及び受寄物の被災三二件、風水害による倉庫及び受寄物の被害十一件、受寄物の盗難が二十一件、受寄物の横領及び窃取が十二件、受寄物の数量または品質に関する詐欺が十件、関税納付金の横領というふうなものが二件というふうに、相当数の事故が出ております。

倉庫業の監督につきましては、倉庫業の約九割が倉庫証券を発行しておりました戦前におきましては、現行の倉庫業法による発券規制の面から、戦時中は企業許可令により、また戦後二十六年ごろまでは建築資材の窮迫の面から、それぞれ便宜的ではあります。倉庫業の営業上の急所を押えることによりまして、倉庫業を実質的に指導監督することでもできたわけでございまして、戦時統制ないし経済統制が撤廃された今日におきましては、倉庫証券を発行しない業者が非常にふえております。実情に照らしまして、倉庫証券の発行規制を主たる目的としております現行法では、すでに倉庫業法の名に過ぎないようになつておりますので、これを改正しなければならぬというふうなことになつて参つたわけであります。倉庫証券を発行しない倉庫業者についてはほとんど見るべき法規もなく、自由放任に近い状態になつておりますので、この倉庫業の公益性にかんがみまして、何とか設備の悪い点、管理の不十分な点を改正いたしまして、先ほど申したような事故をなくしていきたいというふうな点でこの法案を出したわけでございまして、戦後におきまして、倉庫証券を発行しない倉庫業者が相当ふえておりますので、その実態を把握するために、昭和二十五年に法律第六十六号によりまして倉庫業法の一部を改正いたしまして、倉庫営業の開始等について届出制を設けたのであります。その結果、これら非発券の倉庫業の実態を知ることができて参りまして、いよいよ今回改正の必要性を痛感いたしまして、ここに許可制の倉庫業法を提案いたすことになつた次第でございます。

○木村(俊)委員 今回の改正案によりまして、倉庫業自体の許可をなさるといふ理由はよくわかりますが、そこでこの許可制の運用いかにによりましては、従来ありました、ことに終戦直後雨後のタケノコのように発生してきた弱小倉庫業に対して、相当差別的待遇をいたしてはならないかという心配が、陳情その他にいろいろ現われておりますが、その点につきまして、許可制の運用方針というものがもしありとすれば承わつておきたい。

○天笠政府委員 今回の法案によりましては、第五条におきまして許可をする基準をきめてあるのでございまして、この第五条に一号から四号まで掲

げてございまして、その基準といたしまして、一号から三号までは欠格事項、第四号が「倉庫の位置、構造又は設備が保管する物品の種類に応じて運輸省令で定める基準に適合しない」ものについて、許可できないというふうな規定にしております。先ほど申しましたようにいろいろの事故がございまして、その事故をなくする手段といたしまして、一、二、三号の欠格事項に当てはまる者は許可できないのであります。第四号の位置、構造、設備が保管する物品の種類に応じて運輸省令で定める基準に適合しな

ば、許可するということとしております。その許可の基準の「倉庫の位置、構造又は設備」というような点につきましては、他人の荷物を善良なる管理、保管をするということにおいて、十分足りる範囲において最低限のものであれば差しつかえないということにしてございまして、この点については、在来あります中小の倉庫業者についてもそんなにきびしいものではありませんし、また経過規定といたしまして、二年の間にその不備な点は救済していくように行政指導をしていきたいと考えております。

○木村(俊)委員 よくその許可方針の内容はわかるのですが、最近倉庫業が乱立いたしましたので、非常に各所で事故が多い。その事故が多いところを、たとえば構造、設備等の改良、改善その他で予防し、また防止することはできるかもしれない。乱立のために倉庫業自体の運営と申しますか、業務上非常に差しつかえが多い、そのために料金のダンピングがあり、従つて従業員の待遇低下にもなり、いろいろ社会的な弊

を改正しなければならぬというふうなことになつて参つたわけであります。倉庫証券を発行しない倉庫業者についてはほとんど見るべき法規もなく、自由放任に近い状態になつておりますので、この倉庫業の公益性にかんがみまして、何とか設備の悪い点、管理の不十分な点を改正いたしまして、先ほど申したような事故をなくしていきたいというふうな点でこの法案を出したわけでございまして、戦後におきまして、倉庫証券を発行しない倉庫業者が相当ふえておりますので、その実態を把握するために、昭和二十五年に法律第六十六号によりまして倉庫業法の一部を改正いたしまして、倉庫営業の開始等について届出制を設けたのであります。その結果、これら非発券の倉庫業の実態を知ることができて参りまして、いよいよ今回改正の必要性を痛感いたしまして、ここに許可制の倉庫業法を提案いたすことになつた次第でございます。

午前十一時五十八分散会

〔参照〕

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

〔別冊附録に掲載〕

います。

○天竺政府委員 御趣旨の点は、まことにごもっともでございます。倉庫業の経済的機能を十分に發揮して、その的確な遂行を積極的に確保するという意味におきましては、第五条の各号の基準はいささか不十分であつたかというふうにも思えるのでございます。

○木村(俊)委員 そこで申し上げたいのは、第五条第四号の規定の内容ですが、今申し上げた通り単に技術的基準に着眼をして許可をやられるというこのみならず、倉庫の経済的機能に着眼をして許可をするという観点から申しますと、第四号の規定では非常に不十分であると思ひます。しかしながらこの倉庫業自体の非常に公共性の強い点に着眼をして、さらにこれを需給調整の面からも考えて許可をするというふうに一足飛びに行くのには、まだいろいろ問題が多いかと思ひます。特に第四号の倉庫自体の構造または設備、そういうものの立地条件あるいは設備の改善その他の面におきまして、単に運輸省令で定める技術的基準に適合するのみならず、その経済的機能から見ましても、運輸省でこれならば許可してよろしいというふうに進んで許可基準を広げるといふふうにはむしろ修正した方がよいのではないかという気がいたします。

○松山委員長 本日はこれをもって散会いたします。

の不況が慢性化し、その絶対量が過剰であるというふうなことが明確になつた場合においては、需給関係についても何らかの法的措置が要るかもしれないというふうな考へておる次第であります。

○木村(俊)委員 今御答弁になりました第五条第四号の運用いかによつては、ある程度その目的が達成できるといふ御説のようでありましたが、一部技術的な基準の運用である程度その点の匡救ができるかもしれません。しかしながらもう一方荷主側の立場に立ちまして、その倉庫の経済的な機能、そういう観点に立つて見ますと、技術的な基準に適合しておるから全部これを許可するというふうな運用方針だけでは、どうも全部が処理できないのではないかと思ひます。そこで私が申し上げたいことは、この第四号の点で、運輸省令でどういう内容を規定になるかわからないが、単にそのみでなく、その他倉庫業の的確な遂行に支障のないような経済的な機能の面に着眼をして、ある程度許可方針というものをおきめになった方がよいのではないかというふうな気がいたします。これは私も委員の中でも多少修正意見がございまして、後ほどまたあらためて修正意見については申し上げたいと思ひます。

○天竺政府委員 倉庫業の安定化のためには、企業許可について需給状況を考慮するという必要は十分考へられるのでございますが、現在直ちにこのような措置を講ずる場合には、あまりに統制的なうらみがあるのじゃないかというふうな考へまして、一応現段階といたしましては、不況時に際して遊休未利用の倉庫が増大したような場合においては、第十五条の規定を新たに設けておるのでございますが、これによりまして不況カルテルを行うことを認めまして、業者相互間において、集荷数量を実績等に応じて配分する等の協定を行なつて、自主的に過当な競争を防止して、倉庫業の安定を確保することができるようにしておるわけでございます。もちろん将来倉庫業

昭和三十一年四月二十六日印刷

昭和三十一年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局